

令和8年度版

大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体のみなさまへ

# 商業活性化支援制度のご案内

## 1. 祭りやイベントを支援

商店会の開催する催事事業を補助

### 商店街活性化事業補助金

商店街の振興を図るため商業者団体主催の催事事業に対して補助します。

- 補助対象者 大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体
- 補助対象事業
  - ・商店街の活性化や個店の販売促進のために実施する祭り・イベント事業
  - ・社会経済情勢を把握し、対応を検討する研修会等の開催事業 等
- 補助額 50,000円  
※補助対象経費が上記の額に満たない場合は、その額が補助額となります。

※前年度に実施する意向調査を提出の上、内定を受ける必要があります。

※補助金を受けられる催事は、1団体あたり3つまでです。

## 2. 施設や設備の整備を支援

街路灯の電気料を補助

### 商店街街路灯電気料補助金

商店街の活性化の一助として、商業者団体が維持管理する街路灯の電気料の一部を補助します。

- 補助対象者 大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体
- 補助対象街路灯 補助対象者の区域内で安全及び防犯に役立つもの  
補助対象者が管理し、電気料を負担しているもの
- 補助額 補助金の額は1月から12月までの電気使用実績に基づく  
電気料の額に、次の割合を乗じて得た額を上限とします。  
LED電球を使用する街路灯については4分の3  
その他の電球（水銀灯など）については2分の1

商店街の設備設置を補助

## 商店街施設整備事業等補助金

本市の商業の振興を図るため、商業者団体が計画的に商店街施設を整備する際に、その経費に対して補助します。

- 補助対象者 大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体
- 補助対象事業 街路灯、アーチ、アーケード等の設置・改修・撤去  
フラッグ、防犯カメラ、ベンチ、街路樹、駐車場等の設置  
※施設ごとに上限額等が規定されておりますので、ご相談下さい。

※前年度に実施する意向調査を提出の上、内定を受ける必要があります。

商店街の空き店舗活用を補助

## 空き店舗有効活用支援事業費補助金

商業者団体等が実施する商店街のにぎわいづくりを目的とした空き店舗対策事業を支援します。

- 補助対象者 大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体、大和商工会議所
- 補助対象事業 計画に基づき空き店舗有効活用事業として自立運営が見込まれること
- 補助額 改装費は補助対象経費の最大3/10  
賃借料は家賃の3/10  
賃借料の補助上限額は年額1,500,000円（最大2年間）

※前年度に実施する意向調査を提出の上、内定を受ける必要があります。

※地域の自治会と連携する場合、高齢者または子育て世代の居場所づくりに資する場合は、ご相談下さい。

## 3. 個店を支援

商店街の活性化及び販売促進を図ります。

### 商業振興活性化事業

#### ●新規出店支援事業助成金

市内商店街等の空き店舗を利用して事業を行う方を対象に、出店に伴う店舗改装費、設備導入費、賃料等への支援を通じて、新規出店や既に市内店舗を有する商業者の新たな出店を促進します。

- 募集期間 令和8年5月1日～7月31日
- 助成対象者 市内商店街等の空き店舗を利用して新規出店する中小の商業者、または、新たに店舗を増やす中小の商業者  
※業種は小売業（飲食店を含む）、サービス業など商店街の活性化に寄与すると認められるものに限る
- 助成内容 新規出店に伴って生じた店舗改装費、設備導入費、家賃等のうち4月1日から12月31日までに実際に支払った費用
- 助成額 最大1,000,000円／補助率2分の1  
※補助対象経費が上記の額に満たない場合は、その額が補助額となります。  
※予算の執行状況により、上限額を減額する場合があります。  
※募集期間終了後、審査を実施し対象者を決定します。

#### ●魅力ある個店支援事業補助金

市内商業の活性化を図るため、意欲やアイデアを持った市内の商業者や商業者グループによる先進的・意欲的な取組を支援します。

- 募集期間 令和8年4月1日～6月30日
- 補助対象者 市内の中小の商業者、または、そのグループ
- 補助内容 新たに実施する事業で  
・新商品・共同ブランド等を開発するもの  
・新たな事業・サービスの展開または業態転換を行うもののうち、商品開発費、施設整備費、システム導入経費、委託費 等
- 補助額 最大500,000円／補助率2分の1  
※補助対象経費が上記の額に満たない場合は、その額が補助額となります。  
※募集期間終了後、審査を実施し対象者を決定します。

## 詳細はこちら

### 1～3の支援の詳しい内容は市公式HPに掲載しています

以下のコードを読み取り、市公式HP『商業活性化支援制度のご紹介』をご覧ください。

**ご相談ください！**

## 商業者団体の効果的な情報発信

商業者団体主催の催事事業の情報を市民等に発信します。

- 情報発信媒体 大和市役所公式 X(旧 Twitter) (アカウント名：大和市役所【公式】)
- 補助対象者 大和市内の商店会や商工会議所支部等の商業者団体
- 対象の催事
  - ・ 広く市民が参加でき、商店街や地域の活性化、個店の販売促進につながる催事
  - ・ 産業活性課で補助金の交付や後援名義の使用承認を行っている催事
- 注意事項
  - ・ Xの配信は大和市広報課が担当しています。そのため、全体の配信状況等の理由により配信できない場合があります。
  - ・ ポスターや写真データの提供をお願いする場合があります。
  - ・ 配信時期は、原則、催事開催の1週間前から10日前になります。
  - ・ 配信を希望される場合は、補助金や後援名義の申請の際にご相談ください。

〈お問い合わせ先〉

大和市役所 市民経済・にぎわい創出部

産業活性課 商業活性係

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

TEL 046-260-5134 / FAX 046-260-5138